

# フィリピンにおけるニッパシングルの生産および流通構造

飯田 祥史\*・岩永 青史\*\*・増田 美砂\*\*

Production and distribution system of *nipa-shingle* in the Philippines

Yoshifumi IIDA\*, Seiji IWANAGA\*\* and Misa MASUDA\*\*

## 目 次

1. 背景および目的 .....	109
2. 調査地の概況および調査方法 .....	110
3. ニッパシングル利用に関わる制度 .....	113
4. M村におけるニッパシングルの販売 .....	116
5. 考察 .....	119
6. 謝辞 .....	120
7. 引用文献 .....	120
8. SUMMERY .....	121

## 1. 背景および目的

発展途上国における多くの地域住民が非木材林産物に依存し、その利用方法には食料や薪などの生活に欠かせない物資の採取を目的とした自給用と、現金収入を得るための換金用がある (Schreckenberget al., 2006a)。特に現金収入をもたらす非木材林産物は、生計を支えるだけでなく、貯蓄や借金返済、他の収入源を失った場合のセーフティーネットにもなる (Byron and Arnold, 1997)。しかし一方で、地域住民はその貧しさゆえに非木材林産物に依存するが、その商品価格の低さゆえに貧しさから脱出することができないという貧困のスパイラルに陥ることがある (FAO, 2003)。その価格の低さは、マーケットへのアクセスが悪いため多くの仲介料を取られること (Schreckenberget al., 2006b) や劣等財であるために市場における競争力が低いことに原因があるとされている (Byron and Arnold, 1997)。

\* 筑波大学修士課程環境科学研究科

\*\* 筑波大学大学院生命環境科学研究科

\* Master's Program in Environmental Sciences, University of Tsukuba

\*\* Graduate School of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

このような特徴を持つ非木材林産物であるが、その中でもマングローブ林からの非木材林産物は薪、炭、食料、および薬などを採取することができ、その利用方法は多岐にわたる (FAO, 2006)。マングローブ生態系を構成する種の一つであるニッパヤシ (*Nypa fruticans*) 林は、前述の非木材林産物の採取のみならず、河岸生態系を保全し、河岸の侵食を防ぐなどの環境保全への貢献もある。

フィリピンでは、ニッパヤシの葉を編んで作られるニッパシングルが、古くから地域住民にとって重要な非木材林産物の一つとされ、今なお需要が高い (陸好, 2003)。また、安食 (2001) は、マングローブの伝統的利用形態と養殖池建設が住民の生活に与えた影響について報告している。その中で、住民の生活におけるニッパシングル生産の重要性の高さ、およびニッパヤシ林の保有権の有無によって養殖池建設の影響に違いが見られることを明らかにした。ニッパシングル生産は地域社会全体の生計の向上に寄与していること、そしてそのニッパシングルの原料を採取するためのニッパヤシ林の保有権の有無が重要な要素であることがうかがえる。

本研究は、フィリピンにおける地域住民の重要な収入源となるニッパシングルの生産にかかわる制度、取引形態および流通経路に着目し、FAO (2003) およびSchreckenberget al. (2006b) が指摘する貧困のスパイラルや高い仲介料がどのようなメカニズムで発生するのかを解明することを目的として行った。

## 2. 調査地の概況および調査方法

### 2.1. ニッパシングル生産および調査地の概況

ニッパシングル生産量、および合法的にニッパシングルを売買することができるライセンスホルダーの多い地域、という条件で調査地を選定した。

2000年から2005年までの6年間のニッパシングルの生産量は、年によってある程度変動しつつも、毎年フィリピン全体で1千万枚以上に達している。地方別にみると、生産量が多いのは、カガヤン・パレー地方、ビコール地方、西部ビサヤ地方、中部ビサヤ地方である。

また1999年の環境天然資源省 (Department of Environment and Natural Resources, 以下DENR) の統計によると、ニッパシングルのライセンスホルダーの数が一番多い地方はビコール地方であり (表1)、その中でも3人のライセンスホルダーが登録されている北カマリネス州ヴィンゾンス町M村 (*barangay*) を調査対象地とした (表2)。

M村は、ルソン島南端部に位置するビコール地方の北カマリネス州に位置し、7つの集落 (*purók*) からなる。M村の住民は約10km離れたラボ町を生活の基盤としている。総人口は2002年時点で1,559人 (285世帯)、面積413ha、人口密度は378人/km<sup>2</sup>であり、州平均の223人/km<sup>2</sup>より高い。その主な土地利用は水田が70ha (うち灌漑水田20ha)、ココナツ園が60haとなっている。その他にトウモロコシ、キャッサバ、スイカ、パイナップル、バナナなどの栽培、ココナツの胚乳を乾燥させたコブラ、ニッパヤシからニッパシングルの生産やニッパヤシ酒の蒸留、エビ、カニなどの漁業、豚や鶏などの畜産が主な生業であった。コメは3月と9月に収穫する二期

フィリピンにおけるニッパシングルの生産および流通構造

表1 フィリピンにおける地方別ニッパシングル生産量（2000～2005年、単位は千枚）と  
ライセンスホルダー数（1999年）

地方	2000	2001	2002	2003	2004	2005	ライセンス ホルダー数
イロコス							
カガヤン・バレー	19,634	2,511	1,627	1,895	1,534	1,621	7
中部ルソン							
マニラ首都圏							
南部タガログ	17	637	161	236	210	479	3
ビコール	1,913	1,668	1,954	1,256	56	2,085	10
西部ビサヤ	5,409	5,168	5,163	6,768	6,768	4,954	
中部ビサヤ	1,764	1,917	2,135	1,467	1,467	891	1
東部ビサヤ							
サンボアンガ半島		20			901	205	
北部ミンダナオ			25				
ダバオ							1
中部ミンダナオ		1			1	0	
カラガ		17	34	259		11	
計	11,065	11,939	11,099	11,622	10,937	10,247	21

注：表中ではその地方に居住するライセンスホルダーの数を示している。そのため、必ずしも生産が行われている地域とライセンスホルダーがいる地域は一致しない。

資料：Forest Management Bureau(2001-2006)。ライセンスホルダー数は1999年のものでDENRの提供資料より筆者が作成

表2 ビコール地方におけるニッパシングルのライセンスホルダー数（2006年）

州	町	村	ライセンス ホルダー数
カタンデュアネス	ヴィガ	O	1
		P	1
		S	1
		パンガニバン	C
北カマリネス	ヴィンゾンス	A	1
		C	2
		<b>M</b>	<b>3</b>
		S	1
ソルソゴン	マトング	C	1
		M	1

注1：太字は調査対象のM村

注2：唯一入手可能であった2006年の資料を用いた。そのため、表1のビコール地方のライセンスホルダー数（1999年）と一致しない。

資料：DENRの提供資料より作成

作であり、コプラやニッパシングルは、季節に関係なく通年生産されていた。

## 2.2. 調査方法

M村のニッパヤシが自生している土地（以下、ニッパランド）（写真1）には、制度上、DENRが管理すべき土地（Forest Land）に属するもの、および住民が所有できる土地（A&D）に属するものの両方が存在した。しかし、DENRの職員および地元住民に対する聞き取りによると、本来ならDENRが管理すべきニッパランドも実際には複数の住民が古くから利用しており、対象村内のニッパヤシへのアクセスは開かれたものではなく、すべて占有権が確立されていた。本研究では、土地証書の所有の有無に関わらず、村長、各集落長が「ニッパランドを所有している」と認めた世帯をニッパランド保有世帯とし、「所有してはいないが無償もしくは借地料などを払って借りてニッパシングルを生産・販売している」と認めた世帯を、ニッパランド非保有世帯とした。



写真1 ニッパランド  
写真：著者撮影（2007年8月）

ニッパシングル生産者に関しては、まず、村長、各集落長および3人のライセンスホルダーの情報をもとに、M村におけるニッパシングル生産者のリストを作成した。ニッパランドを保有する世帯、もしくはニッパシングルを生産する世帯の合計は64世帯であった（表3）。その内訳は、ニッパランドを保有しているが、一切ニッパヤシを利用していない不在村保有世帯が4世帯、在村保有世帯が5世帯、ニッパランドを保有しかつその土地からニッパシングルを生産・販売している世帯が27世帯、ニッパランドを保有はしていないが土地を借りる、もしくはニッパヤシの葉を購入するなどして利用している世帯が28世帯あった。

この中で、ニッパランドを保有しかつその土地からニッパシングルを生産・販売している27世帯、およびニッパランドを保有してはいないがニッパシングルの生産・販売を行っている28世帯を調査対象とした。そして、それぞれから19世帯ずつ（70%および68%）を無作為抽出し、調査票を用いた訪問面接調査を行った。聞き取り項目は、家族構成、各構成員の仕事内容、収入、耕

表3 M村におけるニッパランドの保有とニッパシングル生産

( ) 内の数値は、サンプル世帯数を表す

ニッパランドの保有世帯	ニッパシングル生産	世帯数
不在村保有	生産なし	4
在村保有		5
非保有	生産あり	27(19)
計		28(19)
		64(38)

地の有無、月別のニッパシングルの販売量および販売方法、ニッパシングル生産年数である。

また、M村においては在村する3人のニッパシングルのライセンスホルダーに対して、ニッパシングルの買取価格、買取枚数、買取日、買取世帯数、店舗での販売枚数、販売価格および顧客層について聞き取りを行うとともに、ニッパシングル生産に関わる法規を収集した。

以上の調査を、2007年7月から2007年9月にかけて実施した。

### 3. ニッパシングル利用に関わる制度

#### 3.1. ニッパシングル

ニッパシングルとは、長さ約4フィート(1.2m)の竹を軸にしてニッパヤシの葉を編み込んだものである。ニッパヤシの葉は、軽く、丈夫であるため、フィリピンの民家の屋根や壁の安価な材料として広く利用されている(Razal and Palijon, 2009)(写真2)。ニッパヤシには通常7~8本の葉状体があり、1葉状体には約50枚の葉が付いている(DENR, 1990)。4フィートのニッパシングルを生産するには、約80枚の葉が必要である(写真3)。



写真2 ニッパシングル  
写真：著者撮影(2007年8月)



写真3 ニッパシングル生産の様子  
写真：著者撮影(2007年8月)

ニッパシングルで葺いた木造の小屋はニッパ小屋と呼ばれ、風通しが良く、温度や湿度の高いフィリピンの風土に合っている（写真4）。トタン屋根に変わりつつある現在のフィリピンでも、ニッパシングルは需要のある産物であるといえ、マニラ首都圏を除いた地域の住民の6割程度が、ヤシ科であるニッパヤシやセイタカビロウ (*Livistona rotundifolia*) の葉、フィリピンではコゴンまたはアランーアランと呼ばれているイネ科の多年草チガヤ (*Imperata cylindrica*) を、家屋の屋根材として利用している。ニッパシングルの屋根材としての耐久性は一般に1～2年とされ、ほぼ毎年葺き替えが必要である。一般的な大きさの家屋一軒の屋根を葺くためには、ニッパシングル200～300枚が必要である。



写真4 ニッパ小屋

写真：著者撮影（2007年8月）

### 3.2. ニッパシングル利用の制度

1975年の大統領令 (*Presidential Decree*) 705の77項 (section) によると、林産物の商業生産を行う際には、特定の区分済林地または譲渡処分可能地から独占的に買い取り、販売できるライセンスを取得しなければならない。このライセンスを保持する者がライセンスホルダーと呼ばれる。この制度の主要な目的は、政府の歳入確保、林産物の価格安定、およびライセンス制による林産物の持続的利用である。これがニッパシングルの買い取り、販売にも適応され、ニッパシングル・ライセンス (Ordinary Minor Forest Products License Nipa-Shingles) と呼ばれる (表4)。

ニッパシングル・ライセンスを取得するためには、1年間の生産許容量に応じた申請料 (1,200枚までは一律300ペソ) であり、それ以上の枚数の場合には超えた分のニッパシングル1枚につき0.25ペソ)、調査料 (Inspection fee) (一律360ペソ)、ライセンス料 (License fee) (一律200ペソ)、誓約料 (Oath fee) (一律36ペソ)、資源調査料 (Inventory fee) (調査面積1ha当たり1,200ペソ) を政府に納める必要がある。ライセンスの有効期間は1年間で、生産を継続するには更新しなければならない。年間生産許容量は、DENRの担当者が生産区域内のニッパヤシの本数および伐採

1 DENRのChief Forest Management SpecialistおよびSupervising Forest Management Specialistに対する2007年9月10日の聞き取りによる。



可能葉状体本数を調査し、決定する<sup>2</sup>。葉状体を収穫したのち再び収穫できるまでに7年かかるため、政府は持続可能なニッパヤシの利用の観点から、ニッパヤシ1本あたり最低5葉状体を残し、5葉状体以下のニッパヤシからは、収穫してはならないとしている（写真5）。

表4 ニッパシングル・ライセンス契約条件

<p>ライセンス取得者は、以下のことを課せられている。</p> <p>契約条件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ライセンス取得者がニッパシングル生産に係る労働者のあらゆる行動に責任を負う。</li> <li>2. 国有林、保全林、軍用林および商業林などを含むライセンス対象地以外からの、林産物の収集は許されない。</li> <li>3. 許可を特別受けない限り、あらゆるマングローブ林の伐採を禁止する。</li> <li>4. 権限や許可なしでニッパ林や沼地を養魚池に転換した場合は、ライセンスを一時停止または取り消す。</li> <li>5. ライセンス取得者は、以下のことをDENRに報告する義務がある。             <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 対象地内に不法占拠者がいる場合</li> <li>b. ライセンス対象地の内外で、マングローブ林を違法に伐採し収集している者がいた場合</li> <li>c. DENRの許可なしに、野生動物の狩猟を行っている者がいた場合</li> </ol> </li> <li>6. ライセンス取得者は、ライセンス有効期間中のニッパシングル生産に係る労働者の、森林法に対するあらゆる違法行為に関し、全責任を負う。</li> <li>7. 森林官や政府関係者が調査に入ったときに、いつでもライセンス対象地内での伐採や収集した全ての林産物の販売や処分を報告できるように努めるべきである。同様の理由から、ライセンス取得者から販売された対象地内の販売領収書の複製を保持し、林産物の販売量を明白にするように努めるべきである。</li> <li>8. 林産物を対象地外に運び出す前に、林産物の販売明細書の複製の提示をDENRに行わなければならない。</li> <li>9. 対象地において、木材や他の林産物の使用を許可するライセンスを発行することはない。</li> <li>10. ライセンスや政府による林産物使用の許可なしで、違法に収集された林産物の購入は、堅く禁止されている。そのような林産物を購入した場合、罰金および税金の徴収は、ライセンス取得者から行うものとする。</li> <li>11. 対象地内での外国人の雇用は、原則禁止されている。ただし、外国人がライセンス取得者の共同経営者である場合、DENRによって特別に許可される。</li> <li>12. この対象地内で伐採された特用林産物は、フィリピン国内でのみ販売できる。</li> <li>13. 現在ある作業用通路や水路は、隣接する公共の妨げにならないように努めるべきである。</li> <li>14. ライセンス取得者やその関係者が、ニッパシングルを法外な値段で取引を行った場合は、市場への影響を考慮し、そのライセンスを一時停止または取り消す。</li> <li>15. DENRによって、このライセンスの契約条件はいつでも変更可能であり、公共の利益を考慮し、このライセンスを契約満了前に廃止する場合もある。</li> <li>16. ライセンス取得者は、林産物の伐採、収集に関するDENRの規則に、必ず従わなければならない。</li> <li>17. ライセンス失効後15日以内に更新をしなければ、その対象地のライセンス契約の優先権は失われ、新規契約に来た者にライセンスを発行する。</li> <li>18. この契約条件に規定されたいかなる条項に違反した場合でも、現在の法律や規則に応じた罰を課し、自動的にライセンスを廃止する手段を講じる。</li> </ol> <p>資料：Revised Forestry Code Revising Presidential Decree No. 705. 19 May 1975 (DENR)</p>
---

2 調査項目は、1) 生産区域の特定、2) 面積の5%を調査区としてサンプリング、3) 調査区のニッパヤシの本数調査、4) 調査区の伐採可能な葉状体の本数調査、5) 生産区域のニッパヤシ本数の推計、6) 生産区域の伐採可能な葉状体の本数の推計、そして7) 生産区域から1年間に生産可能なニッパシングルの枚数の推計である。



写真5 葉状体を採取した後のニッパヤシ  
写真：著者撮影（2007年8月）

## 4. M村におけるニッパシングルの販売

### 4.1. ニッパシングルの販売価格および小売価格

3人のライセンスホルダーへの聞き取りから、住民がニッパシングル100枚をライセンスホルダーに販売する際の販売価格が、販売時期などの条件によって大きく異なることがわかった。特に12月と4～6月に比較的販売価格が高くなっていた。12月に販売価格が高くなる理由は、クリスマスに備えて屋根などを葺き替えるので需要が多くなるためであり、4～6月は米の収穫期にあたり、ニッパシングルの主な消費者である農民の家計に余裕がでるためである。このことから、ニッパシングルは需要の変化に伴い価格も変わり易い商品であることがわかる。

### 4.2. ニッパシングルの販売方法

M村でのニッパシングルの販売方法は、i) 他の村から村人が直接ニッパシングルを買い付けに来て、直販をする方法、ii) ライセンスホルダーに販売をする方法、の2通りあった。直販の場合は、一度他の村から村人が直接M村に買い付けの発注をしに来て、後日出来上がったニッパシングルを購入する。ライセンスホルダーに売の場合は、定期的に村に訪れる3人のライセンスホルダーとの直接交渉によって販売価格および販売枚数が決まる。各ライセンスホルダーは、回収したニッパシングルをM村の隣にあるラボ町の自分の小売店において、地元住民に小売りするか、もしくはマニラ、セブ島やその他の地域から来たニッパシングルの仲買人に卸売りする（写真6、7）。また、ライセンスホルダーに販売する方法をとっている世帯の中には、事前にライセンスホルダーから金銭の融資を受け、その金額分だけニッパシングルで返済するという、前渡金契約をしている世帯が見られた。その前渡金は、1ヶ月の間に返済できる程度の額であった。

ライセンスホルダーが存在しない地域ではニッパシングルを直販する方法しかない。直販では、生産者にしてみれば販売価格がライセンスホルダーに販売するよりは高いという長所がある



が、注文が入ったときしか販売できず、販売したいときに販売できるわけではないという短所もある。定期的でかつ確実なニッパシングルによる収益を望む生産者にとって、いつでもニッパシングルを販売可能なライセンスホルダーは重宝される。そのため、ライセンスホルダーは、ニッパシングル生産者から安く買取り、より高い価格で小売りまたは卸売りし、ニッパシングルの販売・流通を掌握することができる。



写真6 ニッパシングルを載せたバス  
写真：著者撮影（2007年8月）



写真7 店頭で売られているニッパシングル  
写真：著者撮影（2007年8月）

#### 4.3. ニッパシングル販売方法ごとの生産指標

ニッパランドを保有し直販を行う8世帯、ライセンスホルダーと前渡金を介さず取引をしている8世帯、前渡金を介して取引をしている3世帯、ニッパランドを保有せずライセンスホルダーと前渡金なしで取引をしている7世帯、前渡金あり12世帯の5つのグループに分け、2006年8月から2007年7月までの世帯総粗収入、ニッパシングル粗収入、ニッパシングル生産年数および販売価格の平均値を示した（表5）。ニッパランド非保有世帯は、ニッパランド保有世帯からニッパランドを借りてニッパシングルを生産していた。借地料は、ニッパランドを借りる面積および貸借方法に係わらず、ニッパシングルからの収益の約半分であった。

直販を行う8世帯全てがニッパランドを保有し、ニッパシングル生産年数が他のグループより長く、販売価格も高くなっている。ニッパランドの保有の有無に係わらず前渡金あり世帯では、世帯総粗収入が他の世帯グループより低く、ニッパシングル生産年数は浅い。またニッパシングル販売価格は他の世帯グループの中で一番低かった。

世帯総粗収入に占めるニッパシングル収入の割合を見ると、直販世帯で最も大きな割合を示した。そして、前渡金ありの世帯のほうが前渡金なしの世帯に比べてニッパシングル収入の割合が大きくなっていった。

3 農林産物は一般的には品質によって価格差が生じるが、ニッパシングルの場合、1枚1～2ペソと安価であるため、そして屋根材として使う場合は1年間しか使用されないため、品質の差は出にくく、重視されない。そのため、ニッパシングルには品質による価格差はないと言える。

表5 ニッパシングル販売方法ごとの生産指標 (各収入は2006年8月から2007年7月のもの)

販売方法別 世帯数	世帯総 粗収入 (ペソ)	ニッパ シングル 粗収入 (ペソ)	世帯総粗収入に 占める ニッパシングル 収入の割合 (%)	ニッパ シングル 生産経験 年数	ニッパ シングル 販売価格 (ペソ/100枚)
直販 (N=8)	74,843	21,669	29.0	20.0	179.9
ニッパランド 保有世帯 (N=19)					
前渡金なし (N=8)	83,535	16,535	19.8	11.5	157.2
前渡金あり (N=3)	52,587	13,420	25.5	7.0	137.7
ニッパランド 非保有世帯 (N=19)					
前渡金なし (N=7)	56,201	11,289*	20.1	8.4	143.5
前渡金あり (N=12)	36,749	8,222*	22.4	4.8	130.7
計(N=38)	59,452	13,778	23.2	10.3	144.5

注：1ペソ≒2.5円 (2007年8月時点)

\*) ニッパランド非保有世帯は借地料を支払うためニッパシングルからの収益は半分になる。

#### 4.4. ニッパランド保有の有無および販売方法の違いによる生産年数の差異

生産年数をニッパランド保有世帯、非保有世帯および販売方法ごとに比較すると表6のようになる。ニッパランドを保有し、直販を行っている世帯は、15年以上生産を行っている8世帯であった。また、ニッパランドの保有・非保有の違いに関わらず、前渡金による取引を行っている世帯は、比較的ニッパシングル生産年数が浅い世帯であることがうかがえる。

表6 ニッパランド保有の有無および販売方法の違いによる生産年数の差異

ニッパランド 保有の有無	販売方法	生産年数																								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
保有 (N=19)	直販 (N=8)															1			1	2		2			1	1
	前渡金なし (N=8)							1	1	2			1			1	2									
	前渡金あり (N=3)				1				1				1													
非保有 (N=19)	前渡金なし (N=7)	1					1		1	1	1		1	1												
	前渡金あり (N=12)		2	3	1	1	2	1	1	1																

注：数字は、世帯数を表す

さらに前渡金ありの15世帯に対して、前渡金による販売取引を行う理由（複数回答可）を尋ねたところ、8世帯（53.3%）が日常の生活費のため、7世帯（46.7%）が冠婚葬祭費用など一時的な理由によると回答した。

## 5. 考察

フィリピンでは、ニッパシングルの売買に対してライセンス取得を義務づけ、生産許容量や申請料に関する規定を設けていた。全国統計を見る限り、生産量の年ごとの大幅な増減は見られず、このライセンス制度が生産量の安定をもたらしている要因であるとも考えられる。しかし、ライセンス取得の手続きが雑多であることと、費用が高いことが参入障壁となり、全国で21人という少数のライセンスホルダーによる独占的な取引が行われていた。

視点を村レベルに転じると、安食（2001）が示すように、ニッパシングルは地域住民の収入源となっていたが、そこには販売方法の差異および土地の保有権の有無によって、販売価格および生産年数に差がみられた。

M村におけるニッパシングルの販売方法は、他の村から村人が直接ニッパシングルを買い付けに来て直販をするという方法と、ライセンスホルダーに販売するという方法の2通りが確認された。また、ライセンスホルダーへの販売の際には、前渡金の有無という違いがみられ、その違いが販売価格の差を生み出していることが明らかになった。さらに、ニッパランドを保有しているという条件も販売価格を高くする傾向があった。また、ニッパランドを保有している世帯の方が、そして前渡金を介していない世帯の方が生産年数も長くなっていた。したがって、ニッパランドの保有および前渡金なしという条件が販売価格を高くし、そのことが長期にわたってニッパシングルの生産を続ける要因となるということができよう。

一方、ニッパシングルからの収益への依存度を見ると、保有世帯は非保有世帯に比べ依存度が高くなっていたが、前渡金なし世帯は前渡金あり世帯に比べて依存度が低くなっていた。このことから、保有世帯はニッパシングル生産を有益なものとして安定的、長期的に続け、最も貧しいと位置づけられる非保有・前渡金あり世帯は不安定な生産を止むを得ず続けていることがわかる。

松島（2001）は、農作物での農民と穀物商人との間の前渡金における取引は、高い金利ゆえに貧困を招く原因であると報告している。また、梅原（1991）はフィリピンにおける農地所有の有無による小作制が、小作と地主の所得格差を生む原因になっていると述べている。本研究においても同様の状況が見られ、ニッパランドの借地料およびニッパシングル取引の際の前渡金という制度によって、ニッパランドを保有せずかつ前渡金による取引を行っている、世帯総収入の低い世帯のニッパシングルが、特に安く買取られるということが確認された（図1）。

4 全国平均でライセンスホルダー1人あたり約50万枚のニッパシングルを取引している。この場合、申請料だけで（50万枚-1,200枚）×0.25ペソ+300ペソ=125,000ペソとなり、地域住民の年間世帯総粗収入を軽く上回ることになる。ニッパシングル売買からの収入を得る前にこの額を納入しなければならないため、収入が増えるとはいえ、やはり高い金額であると言えるであろう。

しかし、前渡金はニッパシングルの販売価格差を生みながらも、資本の少ない住民のニッパシングル生産の参入を容易にし、世帯総粗収入の低い住民にとって金銭の必要なときにニッパシングルを担保として、資金を得られる仕組みであると考えられることもできる。一概にはFAO (2003) が示す、「世帯収入が低いがゆえに地域住民は非木材林産物を利用するが、非木材林産物の価格が低いがゆえに貧しさから抜け出せない」というメカニズムを肯定することはできない。

同時に、ライセンスホルダーが非木材林産物による利益を支配し、その利益が地域住民に十分還元されていないということもまた事実である。世帯収入の低い地域住民に対して、平等な非木材林産物の利益の分配をするためには、一部の収入の高い者だけがライセンスを取得し、独占的な非木材林産物の取引を行うのではなく、ライセンス取得費用を低くすること、もしくは手続きを簡易化することによってライセンス取得の参入障壁を下げ、ライセンスホルダー同士の買取価格競争を促進するような環境を創り出す必要があるだろう。

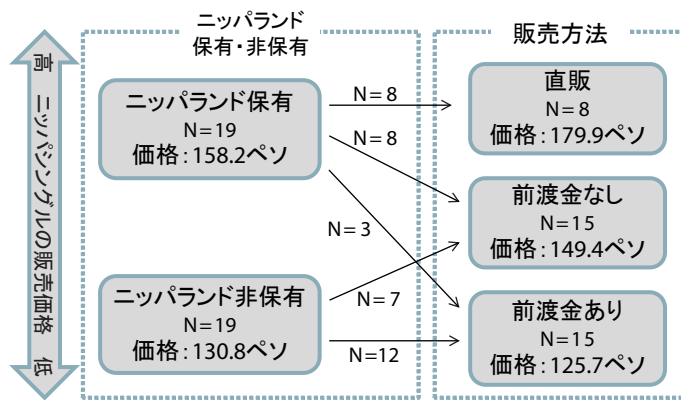


図1 M村におけるニッパシングル販売価格の高低とその要因

## 6. 謝辞

北カマリネス州の天然資源省専門森林官Izon氏には資料収集や調査地に関する情報の聞き取りに際してご協力いただいた。さらに、M村の第7集落長補佐Zanaid Saludes氏を始めとするM村の方々には調査に際して便宜をはかっていただいた。著者一同、この場を借りてお礼申し上げます。

## 7. 引用文献

- 安食和弘 (2001) フィリピン・ボホール島におけるマングローブの伝統的利用とその開発による影響について, 三重大学人文学部文化学科紀要18:1~17.
- Byron, N. and Arnold, M. (1997) What Future for the People of the Tropical Forests? CIFOR Working Paper No. 19. CIFOR, Bogor.

- DENR (1990) Nipa for Economy Housing and Livelihood Region V. Department of Environment and Natural Resources, Legaspi City, the Philippines.
- FAO (2003) State of the World Forests 2003. FAO, Rome.
- FAO (2006) Global Forest Resources Assessment 2005. FAO, Rome.
- Forest Management Bureau (2001-2006) Philippines Forestry Statistics 2000-2005. Forest Management Bureau, Manila.
- 松島昇 (2001) 社会環境: 自然環境荒廃の悪循環を好循環に. 第二次環境分野別援助研究会報告書. 国際協力事業団, 東京. pp.73~83.
- 睦好絵美子 (2003) 参加型森林管理における利用権と紛争: フィリピン・ボホール島の事例から. 環境社会学研究9:124~138.
- Razal, R. A. and Palijon, A. M. (2009) Non-Wood Forest Products of the Philippines. University of Philippines Los Baños, Laguna Philippines.
- Schreckenberg, K, Marshall, E., and te Velde, D.W. (2006a) NTFP Commercialization and the Rural Poor. In: Marshall, E., Schreckenberg, K., and Newton, A.C. (eds) Commercialization of Non-Timber Forest Products: Factors Influencing Success. UNEP, Cambridge, U.K. pp.71~76.
- Schreckenberg, K, Rushton, J., and te Velde, D.W. (2006b) NTFP Value Chains. In: Marshall, E., Schreckenberg, K., and Newton, A.C. (eds) Commercialization of Non-Timber Forest Products: Factors Influencing Success. UNEP, Cambridge, U.K. pp.97~106.
- 梅原弘光 (1991) フィリピンの農業商業化と土地制度の変化. 梅原弘光編. 東南アジアの土地制度と農業変化. アジア経済研究所, 東京. pp.309~342.

## 8. SUMMERY

This study aimed to clarify the differentiation among the producers of NTFPs (Non Timber Forest Products) and the problems in distribution process, focusing on *nipa-shingles*. We interviewed the producers and licence holders in Camarines-Norte province, Bicol region, the Philippines.

The results revealed two factors affected the sales price of *nipa-shingles*: nipa land holding and dependency on the advanced money. The producers were categorized to those produce the shingles from their own nipa land, which has formed traditionally not only on the alienable and disposable land but also over the public land, and those who produced the shingles from the land rented-in. The average gross household income and the average sales price of *nipa-shingles* of the group who did not own nipa land and depended on advanced money were lowest compared to other groups. Such advanced money was provided by the nipa licence holders who functioned as middlemen of the products.

Although the advanced money resulted in lower price of the products and the tenancy system



of nipa land reduced the income of landless producers, these systems at the same time allowed resource-less people to make an access to quick cash income. The conspicuous difference in the years of experience in nipa shingles production among the groups suggests the possibility for resource-less people to be independent producers.

(2011年1月31日 受理)